

社会福祉法人天童会 役員等報酬規程

〔平成29年6月9日〕
議案第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 天童会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、くろかみ学園すみよしの里職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則 (平成29年6月9日議案第3号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人天童会役員費用弁償支給規程 (平成11年1月20日議案第2号) 及び、社会福祉法人天童会評議員費用弁償支給規程 (平成16年3月24日議案第2号) は廃止する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

業務内容	日 額
評議員会への出席	日当 6,000円

（2）理 事

業務内容	日 額
理事会等への出席	日当 6,000円

（3）監 事

業務内容	日 額
理事会、法人監査、県の実地監査等への出席	半日（4時間未満）日当 6,000円
	全日（4時間以上）日当 10,000円

別表2（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。